

第5回 公文書管理委員会 < 議事要旨 >

日 時：平成22年12月14日（火）14:00～18:10

場 所：中央合同庁舎第4号館1208特別会議室（12F）

<出席者> 御厨委員長、石原委員、加藤委員、杉本委員、三宅委員

<事務局> 武川審議官、福井課長、岡本参事官、七條企画官

<主な概要>

17の行政文書管理規則案について12のグループに分けて審議が行われた。各行政機関の説明者から、各組織の特徴や、ガイドラインと規則案との相違点等について説明が行われ、質疑応答、意見交換が行われた。

（委員からの主な意見）

- ・集中管理の推進について
- ・電子文書の取扱いについて
- ・国立公文書館による専門的技術的な助言について 等

（第1グループ）内閣官房、行政改革推進本部、国家公務員制度改革推進本部、（第2グループ）金融庁、（第3グループ）消費者庁、（第4グループ）公害等調整委員会、（第5グループ）検察庁、（第6グループ）人事院、（第7グループ）文部科学省、（第8グループ）経済産業省、資源エネルギー庁、特許庁、中小企業庁、（第9グループ）環境省、（第10グループ）宮内庁、（第11グループ）国土交通省、（第12グループ）内閣府本府

3施設の利用等規則案について審議が行われた。各施設の説明者から、各組織の特徴や、ガイドラインと規則案との相違点等について説明が行われ、質疑応答、意見交換が行われた。

（委員からの主な意見）

- ・利用制限の手法について
- ・電磁的記録の媒体について
- ・手数料について 等

（第1グループ）国立公文書館、（第2グループ）宮内庁書陵部宮内公文書館、（第3グループ）外務省外交史料館

上記の行政文書管理規則案及び利用等規則案について、委員長から各委員に対し追加の質問等がある場合には一週間以内に事務局へ送付するよう連絡があった。

事務局から、公文書等の管理に関する法律施行令案について、これまでの検討経緯、法定パブリックコメントの結果等について説明があり、委員会として案のとおり了承し答申することとされた。

答申後、委員長から、蓮舫大臣へ答申書の手交が行われた。

事務局から、分科会を設置することを内容とする公文書管理委員会令の一部を改正する政令案、今後の予定について説明があった。

事務局から、次回は1月19日（水）に開催を予定するとの連絡があった。

（以上）